

第10回特別弔慰金について
健康福祉課福祉係(13番窓口)
☎64・1120

第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日です。
請求期限を過ぎますと、権利が消滅し特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。

非常勤職員登録者を募集します
総務課管財係(16番窓口) ☎64・1108

役場内の事務業務に従事していたが、非常勤職員の登録者を募集します。

《任用までの流れ》

書類選考及び面接後、登録者を選定します。その後、役場内各課における業務の必要に応じ、登録者の中から任用を決定し連絡します。
※なお、登録することが任用決定ではありませんので、ご了承ください。
△雇用期間▽
採用日(4月1日以降)

平成31年3月31日

※更新の場合あり

△勤務時間▽ 8時30分～17時

△勤務日▽ 月曜日から金曜日まで

△賃金▽ 日給6,000円 ※2時差あり

△採用条件▽

- ・パソコン操作のできる方
- ・普通自動車免許を有する方 (AT限定可)

△登録有効期間▽
平成31年3月31日まで
△申込受付▽
3月1日(木)～3月15日(木)
※土・日をのぞく
8時30分～17時15分まで

△申込の方法▽

市販の履歴書とハローワーク紹介状を総務課管財係まで持参または郵送してください。

3月下旬(書類選考後に通知します)

老人憩の家の使用について
健康福祉課福祉係(13番窓口) ☎64・1120

老人憩の家とは・・・?

●老人憩の家は、高齢者の方々の心身の健康の増進を図ることを目的として、町で設置したものです。現在は、地区の集会やイベントなど地域の親交を深める場としての役割も担っています。

使用するためには・・・?

- 申請書を役場健康福祉課へ提出してください。6か月前から受付けます。
- 申請書の様式は、平成30年4月から新様式となりますのでご注意ください。
- 使用料及び減免基準は次のとおりです。

老人憩の家使用料
1時間あたり 600円
*右記の額に消費税を加えた額が使用料となります
*町民以外の方は3割加算
*冷暖房使用時1時間あたり100円加算

区分	減免額
1 町内の60歳以上の方	施設使用料の全額
2 町や教育委員会が主催又は共催するとき	施設使用料の全額
3 町内の町立保育所、町立学校が使用する時	施設使用料の全額
4 右記以外の町内の保育所又は学校等が使用するとき(私立保育園、幼稚園、県立高校)	施設使用料の半額
5 町内の公益を目的とする団体で、町が助成している団体等が使用する時	施設使用料の全額
6 町内の地域活動を行っている団体を使用するとき(自治会、婦人会など)	施設使用料の全額

- *営利目的や収益を上げるための使用については減免されません。
- *区分①に該当する場合、使用者名簿の添付をお願いします(老人クラブをのぞく)。
- *区分⑤⑥に該当する場合であっても、冷暖房使用の場合、1時間あたりの額(100円)については、減免されません。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

防衛省・自衛隊からのお知らせ
自衛隊有田募集案内所
☎09・6663311 (FAX兼)

次のとおり実施します。

募集種目	募集人員 (参考:29年度)	資格	受付期間	試験期日
一般	陸海空 約145名 大卒程度試験 約100名	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込含)、 修士課程修了者等(見込含)は28歳未満の者)	平成30年3月1日～5月1日	1次 5月12・13日 2次 6月12～15日
	陸海空 約25名 院卒者試験 約5名 約10名	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)		1次 5月12日 2次 6月12～15日
	陸海空 約10名 約10名 約5名	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		
幹部候補生				
歯科 業科				

【お問い合わせ】

- ・有田募集案内所
 - ・和歌山地本ホームページ
- ※「和歌山地本」で検索

「よろず」相談を開催します

「よろず支援拠点」は国が全国各地に設置する無料の経営相談所です。事業者の皆様が売上に拡大・経営改善等のお悩みをお気軽にご相談頂けるよう、定期的に出張相談会を開催しています。更に平成30年度より地区担当制とし、今まで以上に事業者の方の継続的支援を実施して参ります。ぜひご利用ください。基本的にご予約をお願いしています。下記までご連絡ください。

○日時 毎月第1・3木曜日

9時30分～17時15分

※祝日、年末年始を除く

○場所 有田振興局

○費用 無料

○申し込み・問い合わせ

和歌山県よろず支援拠点(公益財団法人わかやま産業振興財団内)
☎073・433・3100
※詳しくは、ホームページ
https://yozozu-wakayama.jindo.com/出張相談会/を閲覧ください。

移動県民相談のおしらせ
和歌山県県民生活課
☎073・441・2606

次のとおり実施します。

○日時 3月9日(金)13時～16時

※相談時間は1件につき20分です。

平成30年度病児・病後児保育事業登録申込のご案内

4月からの病児・病後児保育事業登録申込を、随時受け付けます。

●対象

湯浅町在住で、生後6ヶ月から小学3年生までの児童

※病児保育室「こぐまクラブ」を利用するには、事前登録が必要です。(登録は、平成31年3月31日まで有効)

登録用紙については、役場の他、町内各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

●詳しくは、左記までお問い合わせください。

- ・健康福祉課児童係 ☎64・1120
- ・病児保育室「こぐまクラブ」 ☎52・8667

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています